

**SSC 公募（一括公募）型
Campus in Campus パートナー校 及び 全学対象協定校
交換留学（2025 年春学期渡航分） 募集要項**

令和 6 年 4 月
スチューデントサポートセンター国際交流支援室

筑波大学（以下「本学」という。）との国際交流協定校のうち、Campus in Campus パートナー校及び全学を対象として学生交流協定を締結している海外の一部の協定校との交換留学を希望する学生は、下記により申請してください。

【注意事項】

- ・募集締切：2024 年 6 月 5 日（水）8：30 AM
※締切を過ぎてからの提出はいかなる理由であっても受け付けません。
- ・派遣の内定が出た後は、基本的に派遣先の変更または辞退をすることはできません。

記

1. 応募資格

応募資格は次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 留学期間中を通して、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者
なお、次の者は申請できません。
 - ・留学期間中に休学する者
 - ・ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生
 - ・外国人留学生のうち国費外国人留学生
- (2) 学業成績が優秀で、人物的に優れている者
- (3) 留学先大学の指定する要件（語学要件や GPA 等）を満たす者
- (4) 留学の目的及び計画（授業履修による単位取得等）が明確であり、留学による学習効果が自身の進路（将来への展望）につながると期待される者

2. 対象協定校

今回の募集は、ウェブサイト「【SSC 公募（一括公募）型】CiC パートナー校及び全学対象協定校への海外留学の公募について」に掲載する協定校について実施します。第 3 希望まで選ぶことができます。

3. 採用予定数

CiC パートナー校：採用人数の上限なし

全学対象協定校：ウェブサイトに掲載する一覧に記載（約 1~2 名/校）

4. 応募方法

① manaba の「コースを検索にて登録」より、コース名「筑波大学交換留学（CiC 等）申込サイト（xx17168）」を検索して、登録してください。

② アンケート「SSC 公募（一括公募）型交換留学（2025 年春学期渡航分） - 応募フォーム」への入力によって応募完了となります。応募書類をすべて揃え、応募フォームにて必要事項を入力の上、応募書類一式（PDF）をアップロードしてください。

<入力項目>

学類・専攻／学年／国籍・在留資格など／生年月日／メールアドレス（※）／電話番号／希望留学期間／第 1～第 3 希望大学／併願の有無／語学能力試験の名称及びスコア

※連絡可能なメールアドレスを必ず入力してください。連絡が取れない場合は評価に影響しますので、ご注意ください。

<応募書類一式>

※書類の様式は manaba からダウンロードしてください。

※各書類は必ず 1 つの PDF ファイルにまとめてアップロードしてください。他の形式（画像データ等）では受け付けません。

（1）学習・研究計画書（様式）

様式の指示に従い、各志望大学の志望理由、留学の目的などを記載してください。指導教員・クラス担任の確認欄については、自筆署名もしくは押印（スキャンによる提出・原本不要）が必要ですが、確認したことがわかるメール画面の添付等にて代用することも可能とします。

（2）語学能力証明書（英語もしくは希望協定校が指定する言語）

第 1 希望から第 3 希望に挙げた協定校が定める語学能力のスコア（もしくは一覧の「言語要件」欄に記載の基準）を満たした公的な証明書を提出してください。（証明書の有効期限に注意。TOEFL iBT 及び IELTS の有効期限は 2 年間。）指定された語学試験以外での選考はできません。また、TOEFL iBT は Test Date Scores のみ有効とします（My Best Scores は無効です）。

（3）本学の成績証明書（英語）※GPA 記載のもの

GPA の記載がある成績証明書（英語）を所属支援室等で発行を依頼して提出してください。提出された成績証明書の GPA が要件を満たしている必要があります。

（4）大学院生推薦状（様式）※大学院生が応募する場合

大学院生として交換留学を希望する方は必ず提出してください。本学の指導教員と留学計画について相談し、学生記入欄に必要事項を記入の上、指導教員に指導教員記入欄の記入を依頼してください。

なお、協定校により、大学院生の受け入れの可否や要件が学類生とは異なる場合があります。大学院生が応募する場合は、協定校に受入可否を確認する必要がありますので、事前に必ず学生サポートセンター国際交流支援室に相談してください。

また、研究留学（留学先の研究室で研究をする場合）については、あらかじめ自身で留学先の研究指導教員（研究室）に連絡を取り、受入許可をもらう必要があります。既に受入許可をもらっている場合は、留学先の研究指導教員の氏名も記入の上、提出してください。

5. 選考スケジュール、選考方法

(1) 選考スケジュール

手順	確認事項	時期
1 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・スチューデントサポートセンター国際交流支援室ウェブサイト等により留学に関する情報収集 ・希望協定校の検討（提供される授業や寮、生活環境など） ・留学相談に参加する ・筑波大学での履修計画と留学が両立するかについて、学群・学類のクラス担任（3・4年次以降は指導教員）及びカリキュラム委員の先生等と相談する ・語学検定試験を受験する 	応募開始 1年前
2 希望協定校の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・希望協定校の語学要件（指定の語学試験とスコア）及び成績要件等を満たしているか ・国籍等による制限がないか ・ビザの申請要件（相手国への入国・滞在）に問題はないか ・希望協定校において履修予定の授業が筑波大学で単位互換可能か（支援室、カリキュラム委員の先生等に確認） 	応募開始 まで
3 応募開始 ～締切	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項の確認 ・manaba への登録 ・必要事項の記入 ・応募書類一式の準備、提出 ・締切前に応募書類に不備がないか再度確認 	4月上旬 ～6月上旬
4 書面審査	<ul style="list-style-type: none"> ・スチューデントサポートセンター国際交流支援室からの連絡の確認 ※書面審査結果はメールで連絡 	6月下旬
5 面接審査	<ul style="list-style-type: none"> ・スチューデントサポートセンター国際交流支援室からの連絡の確認 ※面接の日程調整等についてメールで連絡 	7月上旬
6 選考結果	<ul style="list-style-type: none"> ・スチューデントサポートセンター国際交流支援室からの連絡の確認 ※選考結果をメールで連絡 	8月中旬

(2) 選考方法

応募者の希望協定校を考慮し、以下の選考要素を総合的に判断し、より総合力が高いと判断された学生を派遣内定者として採用します。

- ・学業成績（筑波大学での履修計画を含む）
- ・語学能力

- ・留学先での学習・研究計画
- ・留学と進路（学習効果と将来への展望）の関連性

6. 派遣内定者の諸手続きについて

派遣内定者として決定後、渡航前、留学中、帰国後に行う手続きがあります。

詳しくはスチューデントサポートセンター国際交流支援室のウェブサイト（<https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ies-top/go-abroad-top/go-abroad-system#procedure>）を確認してください。

7. 留意事項

- 1) 派遣内定者として決定後、筑波大学から協定校へ出願手続き（ノミネーション）を行います。最終的な受入可否の判断は協定校が行いますので、本選考結果によって必ず受入れが許可されるものではないことをご了承ください。また、協定校への受入申請（アプリケーション）やビザ取得等、留学に関わる他のすべての手続きは学生が自身の責任で進めるものであることを理解した上で応募してください。
- 2) 協定校で履修した授業の単位が筑波大学の単位として認定されるかは、各教育組織の判断となります。協定校で履修予定の授業については、事前に支援室及び担当教員等とよく相談してください。また、単位認定は自動的には行われません。帰国後、忘れずに単位認定申請手続きを行うようにしてください。
- 3) 筑波大学での履修計画や卒業要件等、事前にクラス担任・指導教員及びカリキュラム委員の先生等と十分に話し合うようにしてください。応募する前に、必修科目との兼ね合いなど、基本的な履修計画について必ず確認するようにしてください。
- 4) 協定校への交換留学は、留学先の履修科目の条件等を満たすため、2 年次以降の応募（3 年次以降での留学）を推奨します。
- 5) 本学学生が海外渡航を行う場合、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」において、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報が「レベル1（十分注意してください。）」以下である必要があります。渡航先の国・地域が「レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）」以上の場合、特別措置等に定められた手続きでの渡航もしくは取り消し（もしくは延期やオンライン受講）となります。
- 6) 内定後もしくは渡航後であっても、次のような場合は留学中止の勧告を行うことがあります。中止勧告による帰国要請等には必ず従ってください。中止となった場合も留学にかかった費用は自己負担となり、大学からの補償等はありませんのでご了承ください。
 - ・ 学業不振
 - ・ 書類提出等の期限を守らない、必要な手続きを行わない、連絡が取れない等、本学学生として協定校へ留学するにふさわしくないとスチューデントサポートセンター国際交流支援室が判断した場合
 - ・ 有事や世界的感染症の拡大等

◆問い合わせ◆

スチューデントサポートセンター国際交流支援室
tsukuba_go_abroad@un.tsukuba.ac.jp
※メールで連絡してください